

議案第 37 号

小田原市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

[改正理由]

時代に即した子ども・若者支援施策の推進を図る必要性に鑑み、小田原市青少年問題協議会を小田原市青少年未来会議に再編するため改正する。

[内 容]

1 題名の変更（題名関係）

題名を次のように変更することとする。

改正後	改正前
小田原市青少年未来会議条例	小田原市青少年問題協議会条例

2 設置（第 1 条関係）

青少年の健全育成に関する施策等の総合的かつ計画的な推進に資するため、小田原市青少年未来会議（以下「未来会議」という。）を設置することとする。

3 所掌事務（第 2 条関係）

未来会議の所掌事務は、次のとおりとすることとする。

- (1) 青少年の健全育成に関する総合的施策の樹立及びその推進につき必要な事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の健全育成に係る関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (3) その他地方青少年問題協議会法に掲げる事務に関すること。

4 委員（第 3 条関係）

未来会議の委員の定数、選出区分及び任期を次のように変更することとする。

区 分	改正後	改正前
定 数	15 人以内	22 人以内
選出区分	(1) 学識経験者 (2) 青少年の健全育成に関する活動に従事する者 (3) 公募市民 (4) 関係行政機関の職員 (5) その他市長が必要と認める者	(1) 関係行政機関の職員 (2) 学識経験者

任 期	委嘱又は任命の日の属する年度の 翌年度の末日まで	2 年
-----	-----------------------------	-----

5 会長（第4条関係）

未来会議の会長は、委員の互選により定めることとする（改正前は、市長）。

6 会議（第5条関係）

未来会議の会議は、会長が招集し、委員の2分の1以上の出席により成立することとする。また、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

7 部会（第6条関係）

未来会議に部会を置くことができることとし、部会の運営について必要な事項を定めることとする。

8 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和 4 年 1 0 月 1 日